地方分権を覆す法案に怒っています

今国会に提出されている地方自治法改正案について、4月24日の立憲民主党総務部門会議で総務省からヒアリングを行いました。法案の中で特に問題なのが、国が地方公共団体に対し国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し「必要な補充的指示」ができるとする部分です。

コロナ禍でのダイヤモンドプリンセス号事案で患者の広域的な移送について 調整が必要となった際、国が地方へ指示することが法律上できなかったことを 理由として、地方自治法の見直し等の対応が必要とされ、岸まきこ議員も参加す る地方制度調査会で議論されました。同調査会では岸議員などが反対したもの の答申に入れられたのです。

私は総務省の説明に対し、コロナ禍では国の朝令暮改といえる指示により地方は散々振り回されたこと、地方の力量が落ちて緊急事態に力を発揮できないというが本来は人員や財源を確保して地方が力を発揮できるようするべきだ、と指摘しました。

緊急事態条項に似たものを地方自治法に入れ込み、これまで対等とされてきた国と地方の関係を規定した地方分権一括法の精神を壊す法案は出し直すべきです。

(474 文字)